

令和6年度

福岡市消防設備士会 全体講習会



日時

令和6年10月17日(木)

午後3時から午後5時頃まで

場所

福岡市民防災センター

福岡市早良区百道浜1丁目 3-3

講習内容

◇ 議題

- (1) 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置拡大について
- (2) オンライン申請の推進について
- (3) 情報提供について

福岡市消防設備士会

令和6年度 福岡市消防設備士会 『全体講習会』次第

- ※ 司会進行 事務局 15:00～
- 1 竹本 会長挨拶 15:02～
- 2 宮野 査察課長挨拶 15:07～
- 3 講習内容及び講師
- (1) 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置拡大について
福岡市消防局 予防部指導課建築物係 原口係員 15:15～15:55
- (2) オンライン申請の推進について
福岡市消防局 予防部査察課査察係 日隈係長 16:00～16:40
- (3) 情報提供について
福岡市消防設備士会 竹本会長 16:45～17:00



【特定小規模施設用自動火災報知設備
の設置拡大について】

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置拡大について

令和6年度 消防用設備等点検部会「技術講習会」
令和6年8月30日（金）



■ 省令の改正について

- ・ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）
- ・ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）

■ 告示の改正について

- ・ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）

■ 国通知（公布通知・運用通知）の発出について

- ・ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等について（通知）（令和6年7月23日付け消防予第339号）
- ・ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等の運用上の留意事項について（通知）（令和6年7月23日付け消防予第363号）



検討目的

- ▶ 自動火災報知設備（以下「自火報」という。）については、通常のシステム構成において、防火対象物全体に感知器や受信機、地区音響装置などの機器を設置し、相互に配線で接続する必要があり、既存の防火対象物に新たに設置が必要となった場合、工事が困難であったり、多額の負担が生じたりすることが多い。
- ▶ このような通常の自火報に代えて、一定の小規模な施設に設置することが可能な警報設備として、無線式でお互い連動して警報を発する感知器のみで構成される特小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）が位置付けられており、当該設備については、既存の防火対象物であっても比較的簡易な工事で設置することが可能となっている。
- ▶ 特小自火報については、簡易なシステム構成のため、機能面での制約があること等から、カラオケボックス・福祉施設等の用途に供される防火対象物のうち、2階建て以下、かつ、延べ面積300㎡未満のものに限定して設置が認められている状況である。
- ▶ 一方、近年開発された特小自火報の中には、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能なものも見られるようになってくる。
- ▶ 以上のような状況を踏まえて、現在流通している特小自火報の機器構成や感知器性能を前提として、防火対象物における設置可能な範囲の拡大について検討を行うものである。



検討体制等

■ 検討体制（令和5年度）

予防行政のあり方に関する検討会

<学識経験者>

- ・ 大宮 豊文（東京理科大学創域理工学部建築学科教授）
- ・ 河村 真紀子（主婦連合会会長）
- ・ 小出 治（東京大学名誉教授）
- ・ 高 梨静（千葉科学大学大学院危機管理学研究所教授）
- ・ 小林 恭一（東京理科大学総合研究院防災科学研究所教授）
- ・ 佐野 友紀（早稲田大学人間科学学術院教授）
- ・ 次郎丸 誠男（危険物保安技術協会名誉顧問）
- ・ 関澤 愛（東京理科大学総合研究院防災科学研究所教授）
- ・ 辻本 誠（名古屋大学名誉教授）
- ・ 中川 文久（神戸大学大学院法学研究科教授）
- ・ 山崎 栄一（関西大学社会安全学部教授）
- ・ 村井 裕樹（日本福祉大学健康科学部福祉工学科准教授）

<事業所等>

- ・ 阿部 恭之（公益社団法人全国ビルメンテナンス協会原金委員会専門委員）
- ・ 有賀 徹（一般社団法人日本病院会救急・災害医療対策委員会委員）
- ・ 今井 遊子（社会福祉法人全国社会福祉協議会災害福祉支援活動推進室長）
- ・ 岩佐 英美子（一般社団法人日本ホテル協会事務局長）
- ・ 佐々木 修（一般社団法人日本損害保険協会業務企画部長）
- ・ 中原 修（一般社団法人日本ビルディング協会連合会政策委員）
- ・ 野口 彰（全国興行生活衛生同業組合連合会事務局長）
- ・ 村上 哲也（一般社団法人日本シヨッピングセンター協会参与）

<消防関係団体>

- ・ 市橋 保彦（日本消防検定協会理事）
- ・ 西原 公司（一般財団法人日本消防設備安全センター理事）
- ・ 山本 博文（大阪府消防局予防部予防部長）
- ・ 田村 公夫（千葉市消防局予防部予防部長）
- ・ 加藤 雅広（東京消防庁予防部部長）
- ・ 山本 博文（大阪府消防局予防部部長）

<消防本部>

- ※オブザーバーとして参加
- ・ 国土交通省住宅局
 - ・ 消防庁消防大学校消防研究センター

消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会

<学識経験者>

- ・ 小林 恭一（東京理科大学総合研究院防災科学研究所教授）
- ・ 佐野 友紀（早稲田大学人間科学学術院教授）
- ・ 志田 弘二（名古屋市立大学名誉教授）
- ・ 大宮 豊文（東京理科大学創域理工学部建築学科教授）
- ・ 河野 守（東京理科大学創域理工学研究科国際防災科学専攻教授）
- ・ 関澤 愛（東京理科大学総合研究院防災科学研究所教授）

<関係団体>

- ・ 齋藤 俊彦（一般財団法人日本消防設備安全センター業務部審議役兼業務課長事務取扱）
- ・ 小山 清明（一般社団法人日本火災報知機工業会技術委員会委員長）
- ・ 三宅 敏子（日本消防検定協会警報設備部感知設備課長）

<消防本部>

- ・ 木原 隆史（千葉市消防局予防部指導課課長）
- ・ 都丸 純一郎（大阪府消防局予防部消防設備指導担当課長）
- ・ 山崎 大輔（東京消防庁予防部副参事（予防技術担当））
- ・ 山本 学（福岡市消防局予防部指導課課長）
- ・ 渡邊 勉（川崎市消防局予防部担当部長予防課長事務取扱）

- ※オブザーバーとして参加
- ・ 国土交通省住宅局
 - ・ 消防庁消防大学校消防研究センター
 - ・ 全国消防長会

■ 検討会等の開催状況（令和5年度）

開催日

- 令和5年8月9日 第1回消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会
- 令和5年9月11日 第2回消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会
- 令和5年9月28日 第2回予防行政のあり方に関する検討会

検討会等

- 第1回消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会
- 第2回消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会
- 第2回予防行政のあり方に関する検討会



特小自火報の設置拡大について

(背景) 自動火災報知設備の設置義務拡大に係る主な経緯

- 近年、死者が多数発生した火災を受け、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれが高い用途に対して、自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の設置義務付けの範囲が小規模な施設にも拡大されてきた。
- これに伴い、新たに自火報の設置義務が課されることとなった小規模な施設において、その特性に応じた必要機能を確保しつつ、簡易に設置することができるとして特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）の基準が平成20年に定められた。また、特小自火報の設置可能施設も、自火報の設置義務拡大に伴って順次追加されてきた。

契機

自火報の設置義務の拡大

特小自火報の主な設置可能施設

H18. 1 長崎県大村市
グループホーム火災

次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加

- ・ (6) 項口に掲げる防火対象物

【平成19年6月13日 政令第179号】

H19. 1 兵庫県宝塚市
カラオケボックス火災

次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加

- ・ (2) 項二に掲げる防火対象物

【平成20年7月2日 政令第215号】

H24. 5 広島県福山市
ホテル火災

次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加

- ・ (5) 項イに掲げる防火対象物
- ・ (6) 項イ(1)～(3)に掲げる防火対象物
- ・ (6) 項八に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

【平成25年12月27日 政令第368号】

H25. 10 福岡県福岡市
有床診療所火災

次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加

- ・ (5) 項イに掲げる防火対象物
- ・ (6) 項イ(1)～(3)に掲げる防火対象物
- ・ (6) 項八に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

【平成25年12月27日 政令第127号】

H28～ 民泊需要の増加

(2) 項二…カラオケボックス等

(5) 項イ…ホテル・旅館等

(6) 項イ(1)～(3)…病院・有床診療所（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

(6) 項ロ…自力避難が困難な者が入所する福祉施設等

(6) 項八（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）…(6)項ロ以外の有料老人ホーム等（入居・宿泊させるものに限る）

次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加

- ・ (6) 項イ(1)～(3)に掲げる防火対象物
- ・ (6) 項八に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

【平成25年12月27日 政令第127号】

延べ面積が300㎡以上500㎡未満の共同住宅で (5) 項イの部分の床面積が300㎡未満の防火対象物を追加

【平成30年6月1日 政令第34号】



特小自火報の設置拡大について

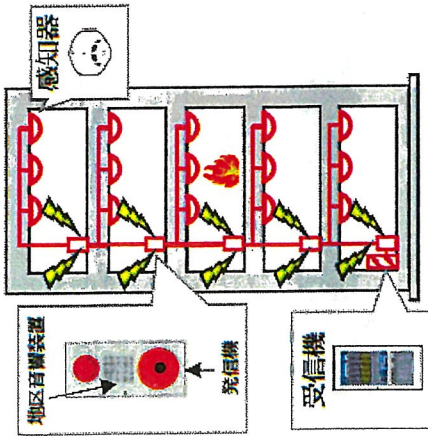
(背景) 自火報と特小自火報の相違点

- 自火報は、火災の発生を自動的に防火対象物の関係者に報知する設備であって、一般的に、受信機、感知器、発信機、地区音響装置等の機器を設置し、これらの機器を配線で接続する必要がある。そのため、既存の防火対象物に、新たに防火対象物に、新たに自火報の設置が必要となった場合、壁や床の内部における配線工事が発生するなど大規模な工事となることが多い。
- 特小自火報は、無線式の連動型警報機能付感知器のみで設置することができるものであり、簡易な工事で設置が可能である。一方、無線の伝搬可能範囲や通常の自火報の受信機の受信機が担っている火災発生区域の表示が、特小自火報では担保されていないこと等から、設置可能施設は原則として延べ面積300㎡未満で階数が2以下（警戒区域※が1まで）に制限されている。

※ 自火報の「警戒区域」は火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最も小の区域は、防火対象物の二以上の階にわたらないものとする。ただし、一の警戒区域が500㎡以下であれば、二の階にわたることができる。

【自動火災報知設備】

＜設備のイメージ＞



1. 受信機※1、感知器※2、発信機※3、地区音響装置※4等により構成される。有線での設置が原則であるため、壁や床の内部における配線工事が必要となる。

- ※1 受信機
火災信号を受信し、火災の発生又は消火設備等の作動を防火対象物の関係者等に報知するもの。
- ※2 感知器
自動的に火災の発生を感知し、火災信号を受信機若しくは中継器等に発信するもの。
- ※3 発信機
火災信号を受信機に手動により発信するもの。
- ※4 地区音響装置
音響又は音声により火災の発生を報知するもの。

＜設備のイメージ＞



1. 無線式の連動型警報機能付感知器※のみでの構成が可能。（無線の通信状況に応じて中継器を設置することがある。）
2. 1による場合、電池式、かつ、無線式での設置が可能であるため、配線工事が不要で簡易な工事で設置が可能。

※ 連動型警報機能付感知器

火災が発生した旨の警報を発する機能を有しており、火災の発生を感知した場合に、火災信号を他の感知器に発信する機能及び他の感知器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するもの。

【設置可能施設】

- 特小規模施設は次のア～エの防火対象物（特定一階段等防火対象物を除く。）とする。
- ア (2) 項二、(5) 項イ、(6) 項イ(1)～(3)、(6) 項ロ、(6) 項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡未満のもの。
 - イ (16) 項一に掲げる防火対象物で延べ面積が300㎡未満のものうち、アの用途に供される部分が存在するもの
 - ウ (16) 項一に掲げる防火対象物で延べ面積が300㎡以上のものうち、アの用途に供される部分が存在する小規模特定用途防火対象物であり、アの用途に供される部分のほかは、規則第23条第4項第1号へにより感知器の設置を要しない部分のみであるもの。
 - エ (16) 項一の用途に供されるもので、以下のすべての要件に適合するもの
 - ・ 延べ面積が300㎡以上500㎡未満
 - ・ (5) 項イ及び (5) 項ロ以外の用途が存在しないもの
 - ・ (5) 項一に供される部分の床面積が300㎡未満

【特定小規模施設用自動火災報知設備】

＜概要・特徴＞

1. 無線式の連動型警報機能付感知器※のみでの構成が可能。（無線の通信状況に応じて中継器を設置することがある。）
2. 1による場合、電池式、かつ、無線式での設置が可能であるため、配線工事が不要で簡易な工事で設置が可能。

※ 連動型警報機能付感知器

火災が発生した旨の警報を発する機能を有しており、火災の発生を感知した場合に、火災信号を他の感知器に発信する機能及び他の感知器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するもの。

検討結果

特小自火報は、消防法施行令及び同規則において、通常用いられる自火報に代えて、当該設備と同等以上の性能を有するものとして設置が認められているものであることから、本検討会において、通常の自火報に求められる性能を考慮しつつ、現在の特小自火報の簡易な機器構成や感知器性能などの利点や延べ面積300㎡未満という比較的小規模な防火対象物に限定している点などを踏まえ、設置可能な範囲の拡大を検討した。

1. 用途等の範囲拡大について

現状

- 自火報の設置義務がある小規模な施設（延べ面積300㎡未満）であっても、飛行機又は回転翼航空機の格納庫（（13）項口）、文化財建造物（（17）項）、無窓階又は地階で100㎡以上の遊技場（（2）項口）、飲食店（（3）項口）等の防火対象物については、特小自火報の設置が認められていない。

見直し内容

- 小規模な施設（延べ面積300㎡未満）について、特小自火報の設置が可能な用途や部分を拡大する。
（自火報設置義務のある0㎡以上の（13）項口、（17）項 / 無窓階又は地階で100㎡以上の（2）項イ～ハ、（3）項 など）

【考え方】

特小自火報の設置が可能な現行基準の施設（カラオケ、ホテル、高齢者福祉施設等）と比較して、面積が同じであれば火災警報が伝わりにくい等の課題があるわけではなく、防火安全上の支障はないと考えられる。

2. 階数制限の緩和について

現状

- 無線式の連動型警報機能付感知器のみで構成される特小自火報は、通常の自火報と異なり、出火元の位置に係る表示機能がないため、警戒区域が一の防火対象物に制限されている。また、特定一階段等防火対象物もほとんどが警戒区域が2以上であるため設置が認められていない。

見直し内容

- 火災の発生場所が特定できるメッセージ機能を備えた連動型警報機能付感知器（近年販売されている感知器には、付加的な機能として備わっているものがある。以下「新感知器」という。）を用いる場合は、300㎡未満であれば警戒区域が2以上（特定一階段等防火対象物を含む。）の防火対象物であっても設置も認める（その場合、感知器は、従来の居室等だけでなく廊下や階段等にも必要。）。

【考え方】

- 新感知器により、在館者に対し、有効に避難を促すことが可能となることから、警戒区域を2以上とすることについて、防火安全上支障はないと考えられる。
- 小規模な施設で警戒区域が2以上（特定一階段等防火対象物を含む。）の場合、避難経路が限られている場合が多いことから、火災を早期に感知し、在館者に効果的に報知するとともに、安全な避難経路を確保するため、廊下・階段等にも感知器の設置を求める必要がある。
- 防火対象物に使用される建材や使用環境により、電波の到達距離が短くなり動作しない場合があるため、無線式の感知器を設置する際は、回線の受信状況を確認する必要がある。

「予防行政のあり方に関する検討会
（令和5年10月）消防庁予防課」
の公表資料を抜粋



特小自火報の設置拡大について

特小自火報の設置範囲の拡大に伴い求められる機能の整理について

特小自火報

自火報

種類

警戒区域の数

制限なし

用途・構造

・ 消防法施行令第21条第1項各号

- ・ 延べ面積300㎡未満（消防法施行令第21条第1項各号^{※2}）
- ・ 小規模特定用途合防火対象物

・ 特定一階段等防火対象物

- ・ 延べ面積が300㎡以上500㎡未満で、5項イ（延べ面積300㎡未満）と5項ロのみで構成される16項イ

用途等の拡大

① 火災感知（感知器設置場所）

- ・ 全ての部分^{※1}

(2) 項二
居室等^{※3} + 階段・廊下等^{※4}

居室等^{※3} + 階段・廊下等^{※4}

居室等^{※3} + 階段・廊下等^{※4}

居室等^{※3} + 階段・廊下等^{※4}

② 手動起動（発信機）

- ・ 各階の各部分から発信機を設置（歩行距離50m以下）

- ・ 不要（警戒区域が1のため）

※ 受信機を設ける場合で延べ面積が350㎡未満の場合は不要

③ 報知（地区音響装置）

- ・ 各階の各部分から地区音響装置を設置（水平距離25m以内）

- ・ 不要（全ての連動型音響機能付感知器が発報するため。）
- ※ 発信機を設ける場合で延べ面積が350㎡未満の場合は不要

④ 報知（鳴動開始時間）

- ・ 規定なし（ほぼ遅延無く鳴動。蓄積時間最大60秒）

- ・ 一定時間以内（連動型音響機能付感知器により報知する場合）

⑤ 報知（再鳴動機能）

- ・ 不要（特定一階段等防火対象物又は(2)項二に掲げる防火対象物の用途に供される部分がある場合は「再鳴動機能」が必要）

- ・ 不要（小規模な施設のみを対象としているため。）

⑥ 報知（保持機能）

- ・ 必要

- ・ 不要（小規模な施設のみを対象としているため。）

⑦ 出火場所の特定

- ・ 受信機に火災発生場所を表示

- ・ 不要（規模が小さく容易に特定できるため。）

- ・ 必要（新感知器により出火場所を報知する場合）
- ※ 新感知器以外の機器構成の場合は受信機が必要（受信機に火災発生場所を表示）

一の場合

二以上の場合

- ・ 延べ面積300㎡未満（消防法施行令第21条第1項各号^{※2}）
- ・ 小規模特定用途合防火対象物

- ・ 特定一階段等防火対象物

- ・ 延べ面積が300㎡以上500㎡未満で、5項イ（延べ面積300㎡未満）と5項ロのみで構成される16項イ

用途等の拡大

居室等^{※3} + 階段・廊下等^{※4}

居室等^{※3} + 階段・廊下等^{※4}

居室等^{※3} + 階段・廊下等^{※4}

…新たに拡大

※1：感知器の設置を要しない部分（外気開放部分や一定の天井裏、特別除される10m以下の廊下、浴室・トイレ、1m未満の収納・パイプスペースなど）を除く全ての部分
 ※2：消防法施行令第21条第1項各号第3号から第6号まで、第8号、第11号、第12号、第14号及び第15号を除く
 ※3：居室、2㎡以上の取柄、倉庫、機械室その他これらに類する室 ※4：階段、廊下、EVCラフト、パイプスペース、ダクトスペース等
 ※5：特定一階段等防火対象物にある階段及び梯段の場所は、1層又は2層の感知器を垂直距離7.5mにつき1個以上設ける。

「予防行政のあり方に関する検討会（令和5年10月）消防庁予防課」の公表資料を抜粋

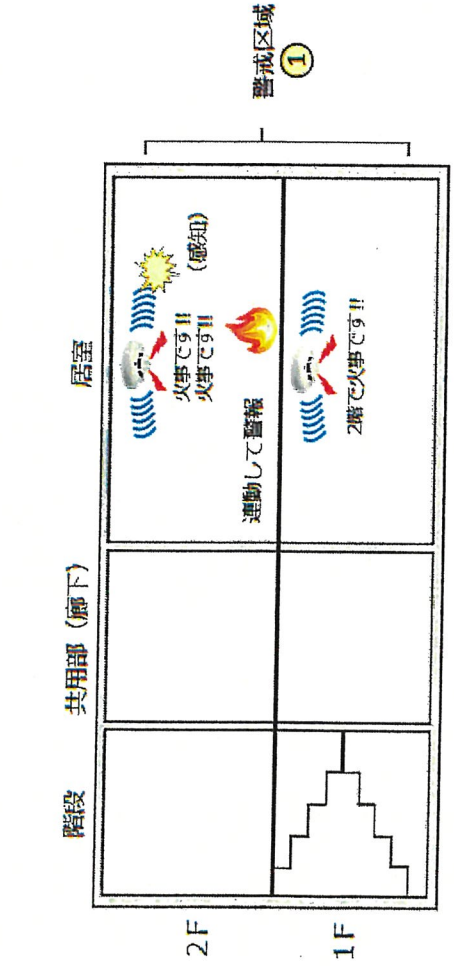
特小自火報の設置拡大について

特小自火報の機器構成イメージ

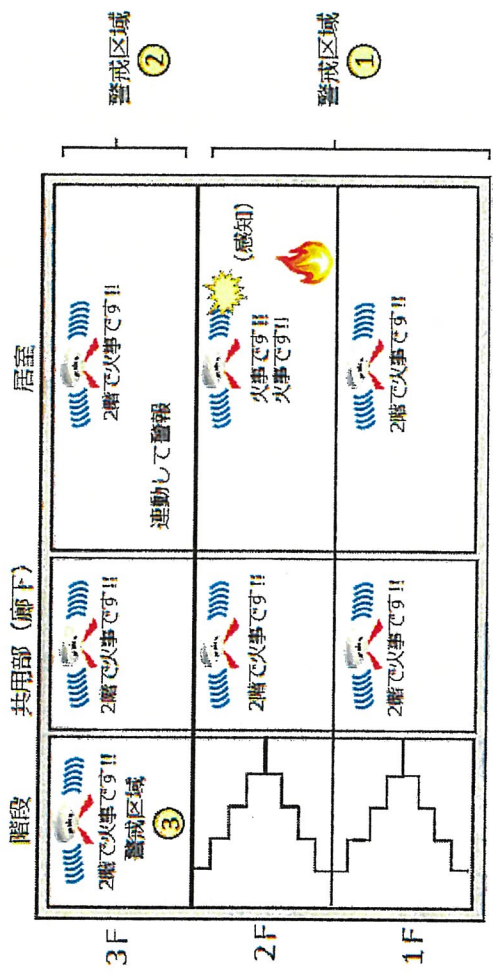
特小自火報の主な機器構成や接続方法等としては、次のとおり。

＜設置例：警戒区域が1かつ延べ面積が300㎡未満＞

🔊：連動型警報機能付感知器



＜設置例：警戒区域が2以上かつ延べ面積が300㎡未満＞



機器構成及び機能について

感知器の設置場所について

連動型警報機能付感知器のみで構成【現行基準と同じ】

警報、音警停止、復旧操作は連動型警報機能付感知器で行う。【現行基準と同じ】

火災発生場所の特定が可能な音声メッセージ（例：1階、2階、食堂、食室、階段等）を発する連動型警報機能付感知器（新感知器）であれば、警戒区域が2以上（特定一階段等防火対象物を含む。）でも設置が可能【改正基準】

1. 居室及び2㎡以上の収納室【現行基準と同じ】
2. 倉庫、機械室、その他これらに類する部屋【現行基準と同じ】
3. 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの ① (2) 項に掲げる防火対象物又はその部分が存する特定小規模施設、② (5) 項イ (延べ面積が300㎡未満) と (5) 項ロのみで構成される延べ面積が300㎡以上500㎡未満の (16) 項イに掲げる防火対象物、③ 特定一階段等防火対象物の内部に設置されている場合に限る。) 【下線部_改正基準】

※ 防火対象物に使用される建材や使用環境により、電波の到達距離が短くなり動作しない場合があるため、無線式の感知器を設置する際は、回線の受信状況を事前に確認する必要があります。

「予防行政のあり方に関する検討会（令和5年10月）消防庁予防課」の公表資料を抜粋

■新たに特小自火報を設置できることとなった防火対象物 ※延べ面積又は床面積が300㎡未満のものに限る。

- 13項口、17項に掲げる防火対象物
- 9項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が200㎡以上のもの
- 令第21条第1項第7号、9号、10号及び13号に掲げる防火対象物

■特小自火報の設置及び維持の基準の見直し

- 従来、特小自火報の設置については警戒区域が1のものに限られていたが、全ての感知器を火災が発生した**警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器**とする場合は、**警戒区域を2以上のもの**にも設置することができることとなった。
- ほとんどの場合、警戒区域が2以上となるため、従来は設置が認められていなかった**特定一階段防火対象物**にも特小自火報を設置することができることとなった。

12

- **警戒区域が2以上**の防火対象物や**特定一階段防火対象物**における特小自火報の感知器が必要となる場所は以下のとおり

- ・ 居室及び床面積が2㎡以上の収納室
- ・ 倉庫、機械室その他これらに類する室
- +
- ・ 階段室及び傾斜路
- ・ 廊下及び通路
- ・ エレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの

- **警戒区域が2以上**の場合でも、全ての感知器が連動型警報機能付感知器である場合は、**受信機は不要**



自火報による条例自火報の代替について(福岡市)

- (5)項口に係る自動火災報知設備の設置義務について

| | | 特小自火報による代替について |
|--------|--|--|
| 消防法施行令 | 基準面積 500㎡以上 | 省令で定める用途、規模に合致すれば代替可能 (例) (5)項イで300㎡未満等 |
| 火災予防条例 | 200㎡以上 ※特定主要構造部を耐火構造又は準耐火構造としたものを除く | 代替を認めていない |

■ 検討の背景

- 今回の特小自火報に係る省令等の改正の背景として、「特小自火報の設置が可能な現行基準の施設（カラオケ、ホテル、高齢者福祉施設等）と比較して、面積が同じであれば火災警報が伝わりにくい等の課題があるわけではなく、防火安全上の支障はないと考えられる。」とされていること。
【予防行政のあり方に関する検討会、消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会】
- (5)項口と(5)項イから構成される(16)項イについては、省令により延べ面積が500㎡未満のものまで特小自火報の設置を認めていること。

■ 特小自火報による条例自火報の代替について

火災予防条例により自動火災報知設備の設置が義務となる(5)項口について、**延べ面積が500㎡未満のもの**については、**特小自火報による条例自火報の代替を認める**こととした。



【オンライン申請の推進について】

消防署の手続き オンライン申請できます！

～福岡市消防局では～

R5.3～
オンライン申請
開始



R6.3～
消防用設備等点検結果報告
オンライン開始



順次
拡充中

お待たせ
しました！

消防設備等点検結果報告だけでなく

- ・防火管理者選任(解任)届
- ・消防計画作成(変更)届
- ・消火避難訓練通知
- ・防火対象物使用開始届

などなど…

200以上の手続きに対応！

窓口では…

- ・土日、時間外は届出できない…↓
- ・消防署ごとに届出しないといけない…↓
- ・窓口が混雑している…↓



電子申請なら!!

インターネット環境があれば、

24時間365日、いつでもどこでも届出が可能です。

いつ
でも



どこ
でも



時間&コスト
削減期待



福岡市消防局 電子申請



消防署で 並ぶ必要は ありません！



出先でも...♪

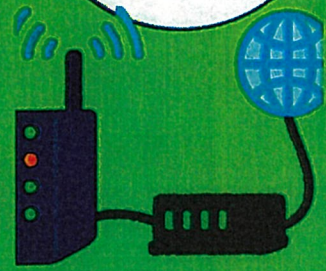
いつでも...♪

現場でも...♪

楽々...♪



簡単...♪



誰でも...♪



お問い合わせ先

■建物の所在地を管轄する消防署へ

- 東消防署 予防課 092-683-0119
- 中央消防署 予防課 092-762-0119
- 城南消防署 予防課 092-863-8119
- 西消防署 予防課 092-806-0642

- 博多消防署 予防課 092-475-0119
- 南消防署 予防課 092-541-0219
- 早良消防署 予防課 092-821-0245

※電子申請全般のお問い合わせは、消防局予防部予防課092-725-6611
月～金(祝日除く)9:00～17:00



【情報提供について】

消防設備士会全体会

その他 情報提供

総務省消防庁 (fdma.go.jp)

1. 令和6年6月28日付 消防予第318号

二酸化炭素消火設備の閉止弁の設置状況に係る調査結果等について（通知）

令和6年5月には、建物関係者が機械式駐車場に設置されている二酸化炭素消火設備の閉止弁を閉止しようとした際、誤って起動用ガス容器の手動起動装置を操作し、二酸化炭素消火設備が誤放出されるという事案が発生していることから、建物関係者に対し周知されるようにお願いします。

この件に関しまして、令和5年3月31日付（消防予第210号）で詳しく情報提供がっておりますので、このページをご覧くださいご活用いただければと思います。

「二酸化炭素消火設備が設置された部分またはその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル」の附属資料の追加について

○二酸化炭素消火設備に係る事故を発生させないために

二酸化炭素消火設備が設置された部分またはその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル

○二酸化炭素消火設備の操作手順

- ・ 集合管用閉止弁の操作手順
- ・ 操作管用閉止弁の操作手順
- ・ 手動起動装置の操作手順
- ・ 制御盤の操作手順
- ・ 操作管の取外し手順

以上が、各メーカーごとに写真付きで細かく掲載されています。

2. 令和6年9月9日 事務連絡

リチウムイオン蓄電池からの火災に対する注意喚起について掲載されています。

3. 令和6年9月10日付 消防予第412号

以下の消防用設備等の点検要領の一部改正（通知）がありました。

第11 自動火災報知設備

第31 共同住宅用自動火災報知設備

第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

第33 特定小規模施設用自動火災報知設備

第35 複合型居住施設用自動火災報知設備

令和6年9月24日

各 位

福岡市消防局長 高田 浩輝

福岡市消防年報（令和5年版）のホームページ掲載について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、本市の消防行政につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、現在の福岡市における消防力の現状と各種統計を収録した「福岡市消防年報（令和5年版）」を作成し、消防局ホームページに掲載しましたので、ご活用いただければ幸いに存じます。

記

福岡市消防局ホームページ 消防年報

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/syobo/somu/about/syoubounenpou.html>



問い合わせ先

福岡市消防局総務部総務課

担当 小川、尾関

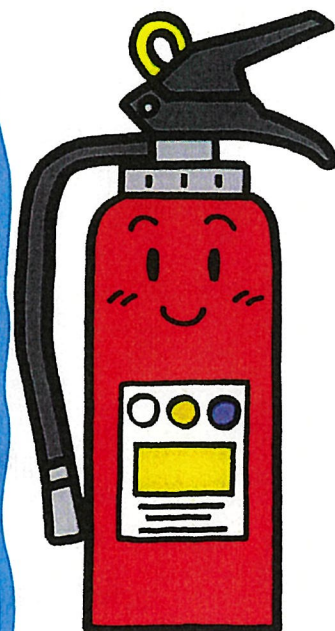
電話 (092)725-6519

家庭用消火器の無料点検キャンペーン

一般家庭には、法令上、消火器の設置義務はありませんが、住宅防火対策のひとつとして、『住宅用消火器の普及』に努めているところです。

しかし、家庭に設置された消火器は、点検の義務がないことや、消火器の取扱いについてよく知られていないため、適正に維持管理されていないことも多く、火災発生等の初期消火の際に使用できないだけでなく、事故発生につながる危険性も含んでいます。

そこで、福岡市消防設備士会「防災機器普及部会」では、火災予防運動が行われる11月と3月に、ボランティア活動として“消火器の無料点検キャンペーン”を行い、一般家庭に設置されている消火器が適正に維持管理されるように支援しています。



秋のキャンペーン(期間)

11月1日 ⇒ 11月30日まで

春のキャンペーン(期間)

3月1日 ⇒ 3月31日まで

福岡市消防設備士会
防災機器普及部会
☎092-722-1269

2024年度「全国統一防火標語」

「守りたい 未来があるから 火の用心」



<2024年度 防火ポスター>

■ 2024年度ポスターモデル 山崎玲奈さんのプロフィール

- 2007年1月28日生まれ(17歳)、愛媛県出身。
- 小学4年生から愛媛県松山市などの市民ミュージカルに参加。2018年に受けた「アニー」オーディションで主役の座をつかむ。
- 2020年12月第44回ホリプロタレントスカウトキャラバンにて、グランプリを獲得。
- 主な出演にミュージカル『アニー』(アニー役)、ミュージカル『フィスト・オブ・ノースター～北斗の拳』(リン役)、ミュージカル『聲の形』西宮硝子役、映画「劇場版 おいしい給食 卒業」(学級委員長・皆川佐和子役)、音楽プロジェクト「ウタヒメドリーム」(夢咲いぶき役)など。
- ・ブロードウェイミュージカル「ピーター・パン」の11代目ピーター・パンとして、2023年夏に引き続き、2024年夏も出演予定。

■ 山崎玲奈さんからのコメント

このたび、憧れの諸先輩方が務めている防火ポスターに出演できることになり、嬉しさと同時に身の引き締まる思いでもあります。「火」は私たちの生活にとって欠かせないものです。自分の身を守るためにも安全に使っていくことが必要だと思います。豊かな未来を作っていくためにも、身近な「火」を上手に扱っていきましょう！



福岡市消防設備士会
シンボルマーク

このマークは、F(福岡)S(消防)S(設備士会)とみたとて、
円の中に納めることで、火から守るという意図が含まれています。